下関市技能競技大会賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ものづくり技能を振興し、もって本市産業の活性化に資することを目的として行う技能競技大会賞賜金(以下「賞賜金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(賞賜金の対象大会等)

- 第2条 賞賜金の交付対象となる大会等(以下「対象大会等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 技能五輪全国大会
 - (2) 技能五輪国際大会
 - (3) 技能グランプリ大会
 - (4) その他市長が必要と認める大会等

(賞賜金の交付要件及び額)

- 第3条 市長は、下関市内に在住する者又は下関市内の事業所、学校等に通勤若しくは通学する者で、次項の賞賜金の条件を満たしたものに対し、当該賞賜金を予算の範囲内で交付することができる。
- 2 賞賜金の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 入賞賞賜金 対象大会等において、入賞した者に対し交付する賞賜金をいう。
 - (2) 出場賞賜金 対象大会等のうち技能五輪国際大会に出場した者に対し交付する賞賜金をいう。
- 3 賞賜金の交付限度額は、次の表のとおりとする。

区 分	入賞賞賜金	出場賞賜金
技能五輪全国大会	10,000円	
技能五輪国際大会	50,000円	50,000円
技能グランプリ大会	10,000円	
その他市長が必要と認める大会等	10,000円	

(申請手続)

- 第4条 賞賜金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。
 - (1) 出場者の名簿、大会出場決定通知、大会開催要項等の申請者の出場が確認できる書類
 - (2) 入賞賞賜金の交付を受けようとする場合においては、表彰状の写し等申請者の受賞が確認できる書類
 - (3) 出場賞賜金の交付を受けようとする場合においては、申請者の出場に係る経費の額が確認できる書類
- 2 賞賜金の申請の期限は、当該対象大会等のあった年度の3月31日とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、賞賜金の額及びその交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(賞賜金の請求)

- 第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、下関市技能競技大会賞賜金請求書(様式第2号)により市長に賞賜金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受理したときは、速やかに賞賜金を当該申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、賞賜金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 対象大会等の出場に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - (2) 賞賜金交付の決定後に生じた事情の変更等により、対象大会等の出場が完了しなくなったとき。
 - (3) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
 - (4) その他社会通念上賞賜金を交付することが適当でないと市長が判断したとき。
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する賞賜金を交付 しているときは、直ちに当該賞賜金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。